

令和 8 年度 プロ野球キャンプ等訪問観光促進事業

県産品コラボ商品開発コンペティション

参加事業者募集要領

令和 8 年 8 月 14 日

1. 趣旨及び目的

本事業は、プロ野球春季キャンプにより沖縄県を訪れるのべ約 43 万 2,000 人※1 の来訪需要を、沖縄県内企業による県産品を活かした商品開発を通じて県内消費及び県内産業の活性化につなげ、持続可能な産業連携の仕組みを構築することを目的とする。

過去のプロ野球キャンプ来訪者アンケートにおいて「沖縄県らしいグッズが少ない」との意見があること、また球団公式グッズの一部が県外で製造され消費が県外へ流出していることを踏まえ、沖縄県内の企業・工房・組合が県産品を活かしたプロ野球キャンプ限定コラボ商品を開発・販売する機会を創出するものである。また、単年度の単発ではなく、毎年度・通年で商品が売れ続ける状態を目指す。

※1 沖縄県内における 2026 年プロ野球春季キャンプの経済効果（株式会社りゅうぎん経済研究所、2026 年 8 月）

（本要領における「県産品」の定義）

本要領において「県産品」とは、県内において製造・加工される製品をいう。ここでいう製造・加工とは、材料に何らかの加工を加えて付加価値を付けることを前提とし、移輸入等により持ち込まれた材料を単に箱詰めした製品は、これに該当しない。（出典：「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」（抜粋））

2. 募集の概要

項目	内容
主催・事務局	主催：沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課 事務局：沖縄プロ野球キャンプ 県産品コラボ商品開発コンペティション事務局 企画・運営支援：プロ野球キャンプ in OKINAWA 2027 事務局（株式会社ホット沖縄総合研究所内）
募集対象	沖縄県内に本社又は主要製造拠点を有する企業・工房・組合 （個人事業主を含む。事業規模は問わない。）
募集内容	県産品を活かした「プロ野球キャンプ コラボ商品」の企画・開発（5. に定める区分から選択）
採択件数	概ね 3 件を想定する。審査により増減する。
応募受付期間	令和 8 年 8 月 14 日（金）から 9 月 30 日（水）17：00 まで
採択企業の決定	令和 8 年 10 月上旬（10 月 9 日（金）目処）
販売時期	令和 9 年 1 月下旬から 2 月まで（プロ野球キャンプ期間中）

3. 参加により得られる機会等

本コンペティションにおける支援は、**金銭的な製造費の補助ではなく**、事業者が単独では取得することが難しい「機会・権利・露出」を提供するものである。

- (1) **大きな市場への参入機会** のべ約 43 万人が訪れるキャンプ需要に、限定商品として参画することができる。
- (2) **公式クリエイティブの無償許諾** 沖縄県に帰属する「プロ野球沖縄キャンプ公式ロゴ」を無償で 사용할 수 있는。
- (3) **販売場所の紹介** 国際通りのポップアップストア※2 及びカヌチャリゾート（沖縄県名護市）での販売場所を確保済み。その他、キャンプ地周辺の販路を調整の上、採択事業者へ紹介する。
- (4) **メディアによる露出**※3 沖縄県プロ野球キャンプ事業 ポータルサイト、事業公式 SNS 及びアンバサダー（元プロ野球選手を起用予定）とのコラボ記事等において、採択商品を紹介する。
- (5) **継続・自走化への支援** キャンプシーズン後も販売を継続できる商品設計を支援し、次年度以降の継続展開につなげる。

※2 株式会社あしびカンパニー運営。沖縄県那覇市松尾 1 丁目 1-1 昌ビル 1 階（シーサークッキー国際通り本店隣り）

※3 アンバサダー起用の PR 及びガイドブック・ポータルサイト等における重点的なプロモーション機会は、本コンペティションの採択事業者に限定する。なお(2)公式クリエイティブの無償許諾については、不採択事業者及び本コンペティション不参加者も、事後、沖縄県へ申請すれば利用できるとする。

4. 参加資格及び募集対象

項目	内容
参加資格	沖縄県内に本社又は主要製造拠点を有する企業・工房・組合（個人事業主を含む。） ・11.1 採択事業者の義務を遵守できること ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の次のいずれかの規定に該当しないこと。 （ア）破産者で復権を得ない者。 （イ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」とする）及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 ・暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない等の欠格事由に該当しない者。
対象商品の要件	本要領に定める「県産品」であること。すなわち、沖縄県内において製造・加工する商品であり、沖縄県外で製造した商品を県内で箱詰め等するのみのものは対象外とする。
応募単位	1 事業者につき 1 点とする。ただし、提案する商品が複数区分にまたがる場合等は、2 点まで応募することができる。
小規模事業者枠	限定出店又は少量生産による参画も対象とする。事業規模は問わない。ただし、最小の製造ロットを企画提案に提示することとする。

5. 対象商品の区分（カテゴリ）

次の 7 区分を設定し、応募事業者は、原則として 1 区分を選択して提案するものとする。

No.	区分	対象商品の例
1	食品・菓子加工	泡盛・黒糖・ちんすこう・島唐辛子・モズク加工品等のパッケージ刷新
2	農水産加工品	塩・島野菜・海ぶどう等の小分け商品へのロゴ活用

No.	区分	対象商品の例
3	琉球ガラス・陶芸	やちむん・グラス・マグ・一輪挿し・箸置きへのロゴ刻印・絵付け
4	衣類・アパレル・染織・布製品	かりゆしウェア・Tシャツ・帽子・藍染・紅型・タオル・手ぬぐい・トートバッグ
5	アロマ・美容・石鹸	ハイビスカス・月桃等を使った石鹸・バスソルト・日焼け止め・フェイスマスク
6	文具・雑貨・ステーショナリー・玩具	色紙・ノート・クリアファイル・ステッカー
7	その他	上記に該当しない商品

- ◆ プロ野球キャンプ観戦及びそのお土産品として、実用性及び需要の高い商品を優先する。キーホルダー等の飽和した区分については、明確な差別化がある場合に限り提案すること。
- ◆ 生産量（製造ロット）の下限は、一律に定めない。個人・小規模事業者による少量生産から大中小規模事業者による量産型まで、各事業者自身の試算に基づく数量を提案すること。採択後の生産量及び納品数は、事務局・販売場所と協議し決定する。

6. 使用できるデザイン素材及び制約

1 使用できる素材

プロ野球沖縄キャンプ公式ロゴ（BASEBALL CAMP in OKINAWA）（令和7年度制作・沖縄県提供）

■縦組



■横組（マーク小）



■2行組



- ◆ ロゴタイプ下部（in OKINAWA の下）に開催年「2027」を追記することも可能とする。

2 公式ロゴの使用に係る遵守事項

公式ロゴに関する権利は、沖縄県に帰属する。使用に当たっては県の許諾を要し（申請は事務局が一括して代行し、使用料は無償とする。）、使用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマニュアル（色・組み方等）及び使用要領に従い、みだりに加工又は編集を加えないこと。
- (2) 当該使用に係る商品の完成見本を提出すること。
- (3) 独占的な使用权は付与されないこと。
- (4) 商品の瑕疵、事故又は苦情については、使用者（事業者）が責任を負うこと。

- ◆ ロゴデータ及びロゴマニュアルを収めた素材パックは、事務局が配布する。

3 提供・使用できない素材

- (1) 各球団のロゴ及びマスコット（ライセンス契約（有償）が必要のため）
- (2) 選手の肖像及びユニフォーム（肖像権・著作権により使用不可）

7. 費用負担及び役割分担

事業者が負担するもの	事務局が提供するもの
・商品の企画・デザインに要する費用 ・開発・試作に要する費用 ・製造（量産）に要する費用 ・流通・配送に要する費用	・公式ロゴの無償許諾・使用申請の代行 ・販売場所の紹介（国際通りポップアップ、カヌチャリゾート等） ・ポータル、SNS 及びコラボ記事による商品の PR ・商品企画・パッケージへの助言
◆ 販売場所における取引条件（納品数・ロイヤリティ等）は、原則として事業者と各販路（店舗）との間で個別に調整するものとする（事務局は仲介を行うが、取決めには関与しない）。販売した商品の売上は、事業者に帰属する。 ◆ 本コンペティションは製造等に係わる費用の補助ではなく、公式ロゴの利用権及びプロモーション機会の提供を対価とするものである。	

8. 応募の方法及び提出書類

項目	内容
応募方法	所定のオンライン応募フォーム（コンペティション応募用 Web サイト）より申し込むものとする （受付 URL は告知時に案内する）
受付期間	令和 8 年 8 月 14 日（金）から 9 月 30 日（水）17：00 まで
提出書類	(1) 応募申込書 兼 誓約書（様式 1） (2) 企画提案書（様式 2） ※デザイン案・商品イメージ・写真等は本様式に添付 (3)〔任意〕概算コスト内訳（別紙） ※原価積算がわかる資料。様式 2 の採算欄を補足する場合に添付 上記を一括して PDF データ で応募フォームより提出する。 ※応募フォームでの提出が難しい場合、事務局へ相談すること
様式の指定	様式 2（企画提案書）は、指定様式のほか、事業者独自の様式で作成することも可とする。 その場合は、用紙左上に「【様式 2】」と記入すること。 ただし、様式 2 に定める記入項目 1～7 は必須記載項目とする。 用紙は A4 版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じて A4 版横置き・横書きも可とする。
【様式 2】 必須記載事項	1. 商品コンセプト 2. ターゲット客層（例：コアファン層・ライトファン層・観光客・地元客 等） 3. 公式素材の活用方法 4. 販路・事業性 5. 製造・納品体制（製造拠点、製造ロット） 6. 域内経済循環 7. 継続可能性
使用素材の制約	球団ロゴ・選手肖像・ユニフォームは使用不可とする。公式キャンペーロゴの活用を前提とすること。

9. 選定及び商品化の日程

時期	内容
8 月 14 日（金）	募集開始・告知広報
9 月 23 日（水）	事前質問受付 終了

時期	内容
9月30日（水）	応募締切（同日 17:00 までに提出）
10月上旬	一次審査（事務局による要件確認）及び審査会
10月9日（金）目処	採択企業の決定・通知
10月～11月	採択企業との商品企画の確定・サンプル制作・公式ロゴ利用申請
11月中	サンプル版の製造完了。アンバサダーとのコラボ記事作成
12月	量産及び各販路への配送日程の確定。各種媒体での PR
令和9年1月中旬	各店舗への納品完了
1月下旬～2月	国際通りポップアップの開設及びキャンプ期間中の販売
3月上旬	販売実績の集計・報告

10. 審査及び選定の方法

1 審査の流れ

一次審査（事務局による書類及び要件の確認）を経て、選定委員会による審査会を実施する。審査会は、対面又はオンラインによるプレゼンテーション（10分）及び質疑応答（10分）により行う。二次審査の詳細については、一次審査通過時に、電子メールで通知をする。なお、事前説明会は開催せず、必要に応じて事前の質問受付（9月23日まで受付）のみを行う。

2 審査の留意点

- ① 審査会は非公開で行い、審査の経過状況、点数及び順位等に関する問い合わせには応じない。また、審査等についての異議申し立て等は受け付けない。
- ② 審査会により選定した事業者が辞退した場合、または事務局との協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて選定できるものとする。
- ③ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。
- ④ プレゼンテーションにおいて、プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、応募者で準備すること。また、事前に事務局へ報告すること

3 審査基準（100点満点）

配点	評価軸	評価内容
25点	デザイン・訴求力	公式ロゴ及び沖縄らしさの表現力。また、プロ野球キャンプ来訪者にとって、実用性及び需要が高く、対象ターゲットへ十分な訴求力がある
20点	販路・事業性	販売チャネルの具体性・確保状況。価格設定の妥当性及び採算の見通し
20点	製造実現性	生産体制・品質管理・納品体制の具体性。キャンプ開幕（2月）に間に合う製造日程
20点	域内経済循環	原材料の県内調達、県内での製造・加工、県内雇用及び県内サプライヤーとの連携
15点	継続可能性	シーズン後も販売を継続できる商品設計。改良・拡張の余地

11. 採択後の義務及び支援

1 採択事業者の義務

- (1) 製造日程の遵守（11 月中のサンプル完了及び 1 月中旬までの納品）
- (2) 品質確認への協力
- (3) 販売実績の報告（商品別・チャネル別）

2 事務局による支援

- (1) 公式ロゴ使用申請の一括代行
- (2) 販路の紹介及び商談の設定
- (3) デザイン・パッケージへの助言
- (4) ポータル、SNS 及びコラボ記事等による露出及び PR

12. 令和 7 年度 コラボ商品開発の事例

- ① かりゆしウェア風ベースボールシャツ（沖縄県衣類縫製品工業組合）



※クラウドファンディングで販売

- ② オリオンビール T シャツ（オリオンビール株式会社） ③ レコード型ノート（沖縄高速印刷株式会社）



◆ 令和 7 年度のコラボ商品開発の事業者選定の要件・方法等は、本年度とは異なります。

13. 留意事項及び問合せ先

1 留意事項

- (1) 応募に係る費用（企画・試作等）は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。応募内容の権利関係に留意すること。
- (3) 使用できない素材を用いた提案は、審査の対象外となる場合がある。
- (4) 販売場所の取引条件は、事業者と各販路との協議により決定する。
- (5) 残在庫が生じた場合においても、販売継続の意思がある事業者は、次年度以降も公式ロゴを使用し、販売を継続することができる。ただし、販売場所については、事業者が自ら確保することとする。
- (6) 次年度、プロ野球キャンプ等訪問観光促進事業において、同様のコンペティションを継続して実施するかは、現段階では未定とする。

2 問合せ先・応募先

本コンペティションに関するお問い合わせは、公平かつ正確な対応のため、募集ページのお問い合わせフォームまたは電子メールにて承ります（電話でのお問い合わせはご遠慮ください）

沖縄プロ野球キャンプ 県産品コラボ商品開発コンペティション 事務局

E-mail : okinawa_sports@tobutoptours.co.jp（担当：坂田・熊谷）

※ お問い合わせの際は、件名を「県産品コラボ商品開発コンペティション お問い合わせ」としてください。

※ 回答は、原則として 3 営業日以内に電子メールにてご返信します。

※ 応募に関する事前質問は、**令和 8 年 9 月 23 日（水）まで**に受け付けます。いただいた質問及び回答は、公平性の確保のため、必要に応じて要約のうえ募集ページ等で公表する場合があります。

以上